

令和 6 年 2 月 22 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和 4 年（ワ）第 32387 号 売買代金請求事件

令和 5 年（ワ）第 9395 号 損害賠償請求反訴事件

口頭弁論終結日 令和 5 年 12 月 18 日

5

判 決

本訴原告兼反訴被告 株式会社オーラルファッション
(以下「原告」という。)

同訴訟代理人弁護士 若本修一

本訴被告兼反訴原告 株式会社イースマイル

10

(以下「被告」という。)

同訴訟代理人弁護士 荒瀬尊宏

同 野崎智裕

主 文

15

1 被告は、原告に対し、1790 万 2213 円及びこれに対する令和 5 年 1 月 12 日から支払済みまで年 3%の割合による金員を支払え。

2 被告の反訴請求を棄却する。

3 訴訟費用は、本訴反訴を通じ、被告の負担とする。

4 この判決は、第 1 項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

20

第 1 請求

1 本訴

主文 1 項と同旨

2 反訴

25

原告は、被告に対し、3000 万円及びこれに対する令和 5 年 4 月 25 日から支払済みまで年 3%の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要等

1 事案の概要

(1) 本訴

本訴は、原告が、ダニ用殺虫剤「さよならダニー」(以下「被告製品」という。)を販売する被告に対し、被告製品に用いられる殺虫剤シートの売買契約に基づき、
5 既払金控除後の売買残代金 1790 万 2213 円及びこれに対する訴状送達の日(令和 5 年 1 月 12 日)から支払済みまで民法所定の年 3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

(2) 反訴

反訴は、被告が、原告が「やられたダニ」との標章を付したダニ取り捕獲シート・ダニ駆除剤(以下「イ号製品」という。)を、別紙パッケージ等目録記載のイ号製品のパッケージ及び説明書と共に製造・販売する行為について、別紙商標権目録記載の被告の商標権の侵害、別紙パッケージ等目録記載の被告製品のパッケージ及び説明書に係る被告の著作権(複製権、翻案権、パッケージにつき更に公衆送信権)の侵害、又は不正競争防止法 2 条 1 項 1 号もしくは 2 号所定の不正競争に該当することを主張して、商標権侵害もしくは著作権侵害の不法行為(民法
15 709 条、予備的に 719 条)又は不正競争防止法 4 条(選択的併合)に基づき、3000 万円の損害賠償及びこれに対する反訴状送達の日(令和 5 年 4 月 25 日)から支払済みまで民法所定の年 3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

20 なお、被告は、反訴請求債権を自働債権、本訴請求債権を受働債権とする相殺の抗弁を主張していることから、反訴は、本訴において相殺の自働債権とされた部分について既判力ある判断が示されることを解除条件とする予備的反訴と解される。

25 2 前提事実(当事者間に争いが無い又は当裁判所に顕著であるか、掲記した証拠(枝番を含む。以下同じ。)及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 当事者

原告は、衛生日用品、美容健康商材、防虫剤、殺虫剤、バイオ関連商品等の製造・販売等を行う株式会社である。

被告は、美容健康商材の卸、小売販売等を行う株式会社である。

(2) 本件売買契約の締結及び代金の支払

5 原告と被告は、平成 29 年 12 月 21 日、原告が、被告の発注に応じて被告製品に用いられる殺虫剤シートを製造して売り渡し、これに対して被告が売買代金を支払うことを内容とする基本契約を締結した。これに基づく個別契約（以下、上記基本契約及び各個別契約を併せて「本件売買契約」という。）により、原告は、被告に対して上記殺虫剤シートを売り渡し、令和 3 年 3 月、同年 9 月、同年 10
10 月及び同年 11 月の各請求分の売買代金の合計額は 1 億 5949 万 2962 円となった。これに対し、被告は、原告に対し、合計 1 億 4159 万 0749 円の代金を支払った。この結果、未払い売買代金額は 1790 万 2213 円となった。

(3) 被告商標

被告は、別紙商標権目録記載の各商標権を有する（乙 1～4。以下、同目録の項
15 番号順に、各商標権及びこれに係る各商標を「被告商標権 1」、「被告商標 1」などという。）。

(4) 被告製品

被告は、「さよならダニー」との標章（以下「被告製品標章」という。）を付して被告製品を販売しているところ、そのパッケージ（乙 7。以下「被告パッケージ」という。）及び説明書（乙 9。以下「被告説明書」という。）は、別紙パッケージ等目録の被告製品欄に各記載のとおりである。
20

(5) イ号製品

イ号製品は、「やられたダニ」との標章（以下「イ号標章」という。）を付したダニ取り捕獲シート・ダニ駆除剤である（なお、イ号製品の製造・販売の主体については、後記のとおり当事者間に争いがある。）。同製品のパッケージ（乙 8。
25 以下「イ号パッケージ」という。）及び説明書（乙 10。以下「イ号説明書」とい

う。)は、別紙パッケージ等目録のイ号製品欄に各記載のとおりである。

(6) 相殺の意思表示

被告は、原告に対し、令和5年4月25日実施の本件弁論準備手続期日において、反訴請求債権を自働債権、本訴請求債権を受働債権とし、対当額をもって相
5 殺する旨の意思表示をした。

3 争点

- (1) イ号製品の製造・販売の主体及び共同不法行為の成否 (争点 1)
- (2) 商標権侵害の有無 (争点 2)
- (3) 著作権侵害の有無 (争点 3)
- 10 (4) 不正競争該当性 (争点 4)
- (5) 損害の発生及び額 (争点 5)

4 争点に関する当事者の主張

- (1) イ号製品の製造・販売の主体及び共同不法行為の成否 (争点 1)

[被告の主張]

15 ア 原告は、イ号製品 (イ号標章を付し、イ号パッケージ及びイ号説明書を含むもの。以下同じ。)を製造・販売している。このような原告の行為は、後記のとおり、被告の商標権及び著作権を侵害する不法行為であると共に、不正競争でもある。

原告がイ号製品を製造・販売していることは、次の事実からうかがわれる。

20 まず、被告パッケージのデザインを担当したのは、当時被告の従業員であったA (以下「A」という。)であるところ、同人は、原告代表者からの勧誘により令和元年10月に被告を退職し、その後原告の従業員となった。Aが原告の従業員となった後に、原告は、イ号製品の販売を開始した。

25 また、原告は、自社ウェブサイト (以下「原告サイト」という。)上で、イ号製品を自社の代表的な商品として紹介すると共に商品購入ページへのリンクを設定している上、原告の事業内容について、『開発・デザイン・広告』全てにおい

て妥協せず」などとしており、パッケージ等のデザインも原告の主要な事業内容に含まれることを明示している。

さらに、楽天市場上のショップには、イ号製品の「製造所」として原告を表示するものがある（以下、同ショップを「訴外ショップ」という。）。

5 以上によれば、原告がイ号製品を製造し、ヨシキヨシ株式会社（以下「ヨシキヨシ」という。）その他の者に販売しているといえる。

イ 仮に、イ号製品を製造・販売している主体がヨシキヨシであり、原告自身はイ号パッケージを製造していないとしても、原告は、ヨシキヨシがイ号製品を製造・販売していることを知りながら、その内容物（殺虫剤シート）を製造し、
10 ヨシキヨシに販売している。このように、原告とヨシキヨシは、意思を連絡した上で、協力してイ号製品を製造・販売しているから、主観的にも客観的にも商標権及び著作権侵害並びに不正競争につき関連共同しているといえる。

したがって、仮に原告自身はイ号パッケージを製造しておらず、ヨシキヨシがイ号パッケージを含むイ号製品を製造・販売しているとしても、原告は、共同不
15 法行為責任を負う。

〔原告の主張〕

ア 否認ないし争う。

イ 原告は、殺虫剤シートそのものを製造し、これをヨシキヨシに販売しているだけであり、イ号製品のネーミングやイ号パッケージ及びイ号説明書の製作に
20 は一切関与していない。これらを行い、イ号製品を販売しているのはヨシキヨシである。これは、被告製品に係る原告と被告との商流と同様である。

また、Aの被告退職及び原告への就職その他原告指摘に係る事情は、いずれも、原告によるイ号製品の製造・販売をうかがわせるものではない。

ウ 仮にヨシキヨシに不法行為又は不正競争が成立するとしても、原告はヨシ
25 キヨシに殺虫剤シートを卸しているだけであり、原告とヨシキヨシとの間に権利侵害を行うという意味の連絡はない。イ号パッケージ等を製造・販売していない

原告とヨシキヨシの間には主観的にも客観的にも権利侵害に向けての協力関係がないから、原告に共同不法行為は成立しない。

(2) 商標権侵害の有無（争点 2）

〔被告の主張〕

5 イ号標章を付したイ号製品を販売している原告の行為は、以下のとおり、被告商標権 1～4 を侵害するものである。

ア 被告商標権 1 について

被告商標 1 とイ号標章は、いずれも 4 文字の平仮名とカタカナ「ダニ」の文言により構成される点、平仮名の後にカタカナ「ダニ」が続く点、標章を構成する
10 各文字が同じ書体、同じ大きさ及び等間隔で表されている点が共通しており、外観において類似する。また、両者は、いずれも全体が格別冗長とはいえず、淀みなく一連に称呼し得るところ、長音符を除けば 6 音で発音される点、最後 2 文字が「ダニ」である点、冒頭から 1 文字目と 4 文字目の母音が一致している点が共通しており、称呼においても類似する。さらに、被告商標 1 の「さよなら」とイ
15 号標章の「やられた」との構成部分は、いずれも「対象を退けること」を想起させる。このため、両者は、いずれも「ダニを撃退する」という観念を想起させ、観念においても類似する。したがって、被告商標 1 とイ号標章とは類似する。

加えて、イ号製品は、被告商標権 1 の指定商品である「ダニ取り捕獲シート、ダニ駆除剤」に含まれる。

20 以上より、原告の行為は被告商標権 1 の侵害に当たる。

イ 被告商標権 2 について

被告商標 2 は、標準文字で表した点以外に被告商標 1 との相違点はない。したがって、被告商標 2 とイ号標章とは類似する。

加えて、被告商標権 2 の指定商品は「アレルギー低減化剤、その他の化学品」
25 であるところ、イ号製品は、ダニ誘引剤を含むことから、「その他の化学品」に含まれる。

以上より、原告の行為は被告商標権 2 の侵害に当たる。

ウ 被告商標権 3 について

被告商標 3 とイ号標章は、いずれも、前半部分（「SAYONARA」、「やられた」）と後半部分（「DANY」、「ダニ」）に分かれる点、標章を構成する各文字は同じ書体、同じ大きさで表されている点が共通しており、外観において類似する。また、
5 両者は、いずれも、長音符を除けば 6 音で発音される点、最後 2 文字が「ダニ」である点、冒頭から 1 文字目と 4 文字目の母音が一致している点が共通しており、
10 称呼においても類似する。さらに、被告商標 3 の「SAYONARA」すなわち「さよなら」とイ号標章の「やられた」との構成部分はいずれも「対象を退けること」を想起させることから、両者は、いずれも「ダニを撃退する」という観念を想起させる。このため、両者は観念においても類似する。したがって、被告商標 3 とイ号標章とは類似する。

加えて、イ号製品は被告商標権 3 の指定商品に含まれる。

以上より、原告の行為は被告商標権 3 の侵害に当たる。

15 エ 被告商標権 4 について

被告商標 4 は、標準文字で表した点以外に被告商標 3 との相違点はない。したがって、被告商標 4 とイ号標章とは類似する。

加えて、イ号製品は被告商標権 4 の指定商品に含まれる。

以上より、原告の行為は被告商標権 4 の侵害に当たる。

20 [原告の主張]

いずれも争う。

ア 被告商標権 1 について

被告商標 1 とイ号標章とは文字数が異なり、しかも、被告商標 1 は独特の太めの文字体で表記されている点で外観に特徴がある。また、両者の共通の音は「ダニ」
25 だけであるが、指定商品がダニ取りシートであるから、共通する「ダニ」の識別力は強くない上、被告商標 1 には「ダニー」と長音が含まれるのに対し、イ

号標章には長音が含まれないから、称呼も異なる。さらに、被告商標 1 の「さよなら」は「別れの言葉」であるのに対し、イ号標章の「やられた」は「負かされる」、「被害を受ける」という意味である上、被告商標 1 の「ダニー」は外国人の愛称のような表現であるのに対し、イ号標章の「ダニ」は一般名詞の「ダニ」そのものであるから、観念上の共通点も見当たらない。

5 以上のとおり、外観、称呼、観念のいずれも類似しないから、被告商標 1 とイ号標章とは非類似である。

イ 被告商標権 2 について

被告商標 2 は、標準文字である点を除き、被告商標 1 と同じである。また、文
10 字体が標準文字であるからといってイ号標章との類似性が増すものではない。

したがって、被告商標 2 とイ号標章とは非類似である。

ウ 被告商標権 3 について

被告商標 3 は、ローマ字表記であり、かつ、特殊な斜体文字である点でイ号標
章とは外観が大きく異なり、被告商標 1 及び 2 よりも更に差異がある。

15 したがって、被告商標 3 とイ号標章とは非類似である。

エ 被告商標権 4 について

被告商標 4 は、被告商標 3 を標準文字にただけであるから、イ号標章とは非
類似である。

(3) 著作権侵害の有無（争点 3）

20 [被告の主張]

イ号製品の製造等は、以下のとおり、被告パッケージ及び被告説明書に係る被
告の著作権を侵害するものである。

ア 著作権の帰属

被告パッケージ及び被告説明書は、いずれも、被告の従業員であった A により
25 デザインされ、被告名義で販売されている被告製品に用いられている。したがっ
て、被告は、著作者として被告パッケージ及び説明書に係る著作権を有する（著

作権法 15 条 1 項)。

イ 著作物性及び著作権侵害

(ア) パッケージ

被告パッケージの表面中央にはダニのキャラクターが配置されているところ、
5 これは、本物のダニの生物的特徴を自然の形態の忠実な模倣を離れて強調、変形
して表現したものである。被告パッケージは、表面中央にこのようなキャラクタ
ーを配置し、その周囲に製品名及び製品写真を配置することで、実際の製品内容
よりもキャラクターを視覚的に強調させている。また、裏面には、製品の断面図
10 を掲載すると共に、「不織布」などと内部構造を記載し、使用例等について各種フ
ォントを使い分けて効果的に表現をしている。これらの表現には、作者の想像力
ないし感性が介在し、その思想、感情が反映されているから、被告パッケージ全
体が著作物である。

この被告パッケージとイ号パッケージとは、表面中央にダニのキャラクターを、
その周囲に製品名等を配置することで、実際の製品内容よりもキャラクターを視
15 覚的に強調させている点、及び、裏面に製品の断面図と内部構造を記載し、使用
例等について各種フォントを使い分けて効果的に表現する点で共通しているこ
とから、類似するものといえる。また、原告と被告とが被告製品に関して継続的
に取引を行っていたことを踏まえると、イ号パッケージは、被告パッケージに依
拠して製作されたといえる。

20 したがって、原告がイ号パッケージを使用したイ号製品を製造・販売すると共
に、販売に際し、イ号パッケージにつき、インターネットを通じて不特定多数人
が閲覧可能な状態に置く行為は、被告の被告パッケージに係る著作権（複製権、
翻案権及び公衆送信権）の侵害に当たる。

(イ) 説明書

25 被告説明書は、それに触れた者が実際の被告製品の使用事例等を具体的にイメ
ージしやすいように、また、使用方法等についての大量の情報を視覚的に認識し

やすいように、正方形を3つ接続した構成となっている。さらに、各所にイラスト等を配置し、多様なフォントを使い分けることなどもしている。被告説明書は、このように作者の想像力ないし感性が介在し、その思想、感情が反映されているものであることから、被告説明書全体が著作物である。

5 この被告説明書とイ号説明書とは、正方形を3つ接続した構成とし、各所にイラスト等を配置し、多様なフォントを使い分ける点が共通していることから、類似するものといえる。また、原告と被告とが被告製品に関して継続的に取引を行っていたことを踏まえると、イ号説明書は、被告説明書に依拠して製作されたといえる。

10 したがって、原告がイ号説明書を封入したイ号製品を製造・販売する行為は、被告の被告説明書に係る著作権（複製権及び翻案権）の侵害に当たる。

ウ 原告の故意

原告がイ号製品の販売前から被告パッケージ及び被告説明書を認識していたことなどに鑑みると、これらの著作権侵害について原告には故意があるといえる。

15 [原告の主張]

ア 著作権の帰属については不知。原告の故意は否認する。被告パッケージ及び被告説明書の著作物性及び著作権侵害は争う。

イ パッケージについて

20 被告パッケージの表面中央のダニのキャラクターは特徴のないありふれたダニのイラストであって、表現上の創作性がなく、著作物ではない。仮に著作物であるとしても、これとイ号パッケージの表面中央のダニのキャラクターとは、懐中電灯に照らされているダニが描かれているか否かなどという点で差異があり、類似しない。

25 また、ダニのキャラクターや製品名等をパッケージに配置すること、製品断面図や内部構造を記載すること、使用例等について記載することは、いずれも販売商品の説明であり、これに表現上の創作性はない。したがって、被告パッケージ

全体についての著作物性はない。

ウ 説明書について

正方形を3つ接続した構成であること、イラストを配置すること、フォントを使い分けることには、いずれも表現上の創作性はない。したがって、被告説明書

5 全体についての著作物性はない。

(4) 不正競争該当性（争点4）

〔被告の主張〕

原告がイ号製品を販売する行為は、以下のとおり、不正競争防止法2条1項1号及び2号所定の不正競争に該当する。

10 すなわち、被告製品は、発売から4年間でシリーズ累計販売枚数が1400万枚を超え、また、令和3年1月～同年12月の間における日経POSセレクション「ダニ用殺虫剤」カテゴリーで3年連続売上1位を獲得している。さらに、同年9月11日からの1年間の楽天市場における虫除け・殺虫剤の人気ランキングで1位を獲得している。したがって、被告製品標章及び被告パッケージは、それぞれ、
15 「他人の商品等表示…として需要者の間に広く認識されているもの」及び「他人の著名な商品等表示」に該当する。

また、前記(2)及び(3)の各〔被告の主張〕のとおり、被告製品標章及び被告パッケージとイ号標章及びイ号パッケージとは類似する。加えて、原告によるイ号製品の製造・販売により、被告製品の購買層がイ号製品を被告製品の関連製品と誤
20 認して購入する恐れが極めて高いことから、イ号製品におけるイ号標章及びイ号パッケージの使用は、被告製品との混同を生じさせるものといえる。

したがって、原告がイ号製品を販売する行為は、不正競争防止法2条1項1号及び2号所定の不正競争に該当する。

被告は、このような原告の行為により営業上の利益を侵害されている。

25 〔原告の主張〕

否認ないし争う。被告製品標章及び被告パッケージは、「他人の商品等表示…と

して需要者の間に広く認識されているもの」及び「他人の著名な商品等表示」とはいえない。また、これらとイ号標章及びイ号パッケージとは類似しない。そもそも、原告はイ号製品を製造・販売していない。

(5) 損害の発生及び額（争点 5）

5 [被告の主張]

原告による商標権侵害もしくは著作権侵害の不法行為又は不正競争の結果、被告には少なくとも 3000 万円の損害が生じた。

[原告の主張]

否認ないし争う。被告に損害は発生していない。

10 第 3 当裁判所の判断

1 本訴について

前提事実(2)によれば、原告は、被告に対し、本件売買契約に基づき、未払い分 1790 万 2213 円の売買代金請求権を有する。これに反する被告の主張は採用できない。

15 2 反訴について

(1) イ号製品の製造・販売の主体及び共同不法行為の成否（争点 1）

ア 前提事実のほか、掲記証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

20 (ア) ヨシキヨシは、衛生用品の卸売及び販売等を行う株式会社であるところ、以下の商標権を有する（甲 9）。

登録番号 商標登録第 6670793 号

出願日 令和 4 年 10 月 7 日

登録日 令和 5 年 2 月 9 日

商標 やられたダニー（標準文字）

25 商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

第 5 類 ダニ取りシート、ダニ取り捕獲シート、ダニ駆除剤

(イ) ウェブサイト「ヨシキヨシ生活館」(甲 10、11) 上では、イ号製品が販売されている。同商品を紹介するページ及びイ号パッケージ(乙 8)には、「販売元」又は「発売元」としてヨシキヨシが、「製造元」として原告がそれぞれ表示されている。

5 (ウ) イ号説明書(乙 10)には、「商品に関するお問合せ」先としてヨシキヨシの名称等が記載されているが、原告の名称等は記載されていない。

(エ) Amazon.co.jp におけるイ号製品の販売ページ(乙 5)には、「販売元」として「ヨシキヨシ生活館ドラ…」との表示がある。また、同ページには、「こちらからもご購入いただけます」として他の販売ページへのリンクが設定されているところ、そこでは、「発売元」として「ヨシキヨシ生活館ドラックストア三宮店」
10 が表示されている。

(オ) なお、原告と被告との被告製品に係る取引においては、原告が被告製品の内容物である殺虫剤シートを被告に販売し、被告が被告製品標章を付した被告パッケージを製造して被告製品を販売したものと認められるところ(甲 1、弁論の
15 全趣旨)、原告とヨシキヨシとの取引形態がこれと異なることをうかがわせる具体的な事情は見当たらない。

イ イ号製品の製造・販売の主体について

(ア) 前記各認定事実を総合的に考慮すると、イ号標章を付し、イ号パッケージ及びイ号説明書と共にイ号製品を製造・販売する主体はヨシキヨシであり、原告
20 は、イ号製品の内容物を製造しているにとどまり、自らイ号パッケージを製造した者とは認められない。また、原告自身がイ号製品を販売していることを認めるに足りる証拠もない。

(イ) 被告は、被告製品のデザインを担当したAの被告退職から原告への就職に至る経緯や、原告ウェブサイト及び訴外ショップのウェブサイト上の記載を指摘
25 して、原告が自らイ号パッケージを含むイ号製品を製造・販売していると主張する。

このうち、原告ウェブサイトの「Products 商品紹介」ページ（乙 13）には、イ号製品が掲載されると共に商品購入ページへのリンクが設定されており、また、「Our business 事業内容」ページ（乙 15）には、原告の業務内容として「開発・デザイン・広告」が挙げられていることが認められる。さらに、イ号製品を販売している訴外ショップが楽天市場上のページ（乙 14）には、イ号製品の「製造所」として原告が表示されていることも認められる

しかし、まず、仮に、被告主張のとおり、被告パッケージのデザインを担当したAが被告を退職して原告の従業員となった後にイ号製品が販売されたといった経緯があったとしても、このような事情は、原告がイ号製品の製造・販売の主体であることを必ずしもうかがわせるものではない。

また、原告ウェブサイトの商品紹介ページに設定された商品購入ページへのリンク先は「ヨシキヨシ生活館」であることが認められるから（弁論の全趣旨）、これも原告がイ号製品を製造・販売していることを裏付けるものとはいえない。そもそも、原告は少なくともイ号製品の内容物を製造するという形でイ号製品の製造に関与している以上、イ号製品それ自体の製造・販売には関与していなくとも、自社ウェブサイトの商品紹介ページにこれを掲載することは何ら不自然ではない。他方、業務内容ページの記載は、原告ウェブサイトにおける位置付けに鑑みると、原告の業務内容に関する一般的な紹介に過ぎず、イ号製品について原告がデザインを担当したことをうかがわせるものとはいえない。

さらに、訴外ショップと原告又はヨシキヨシとの関係は、取引関係の有無も含め不明である。このため、訴外ショップの上記表示をもって、原告がイ号製品の製造・販売の主体であることをうかがわせるものとみることもできない。

したがって、この点に関する被告の主張は採用できない。

ウ 共同不法行為の成否について

被告は、仮に原告がイ号パッケージを自ら製造していないとしても、原告は、ヨシキヨシがイ号製品を製造・販売していることを知りながら、その内容物を製

造し、ヨシキヨシに販売していることから、両者は主観的にも客観的にも関連共同して商標権及び著作権の侵害行為並びに不正競争を行ったものといえ、原告は共同不法行為責任を負うと主張する。

しかし、前記のとおり、原告はイ号製品の内容物を製造したものの、イ号パッケージを製造したとは認められない。また、原告がイ号標章の案出やイ号パッケージ及びイ号説明書のデザイン及び製造に関与したことを認めるに足りる証拠もない。販売についても、前記のとおり、イ号製品の販売主体はヨシキヨシであって、原告ではない。

そうすると、仮にヨシキヨシによるイ号製品の製造・販売が被告の商標権及び著作権の侵害行為並びに不正競争を構成するとしても、原告は、これをヨシキヨシと主観的又は客観的に関連共同して行ったとはいえないから、原告とヨシキヨシとの共同不法行為の成立を認めることはできない。この点に関する被告の主張は採用できない。

(2) 小括

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、被告は、原告に対し、商標権又は著作権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求権も、不正競争防止法 4 条に基づく損害賠償請求権も有しない。

3 まとめ

したがって、原告は、被告に対し、本件売買契約に基づく 1790 万 2213 円の残代金請求権及びこれに対する訴状送達の日（令和 5 年 1 月 12 日）から支払済みまで民法所定の年 3%の割合による遅延損害金請求権を有する。

他方、被告は、原告に対し、商標権及び著作権侵害の不法行為並びに不正競争防止法 4 条に基づく 3000 万円の損害賠償請求権及びこれに対する反訴状送達の日（令和 5 年 4 月 25 日）から支払済みまで民法所定の年 3%の割合による遅延損害金請求権を有しない。そうである以上、被告の本訴請求における相殺の抗弁及び反訴請求はいずれも認められない。

第 4 結論

よって、本訴請求は理由があるからこれを認容し、反訴請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

5 東京地方裁判所民事第 47 部

裁判長裁判官

杉 浦 正 樹

10

裁判官

小 口 五 大

15

裁判官

久 野 雄 平

(別紙)

パッケージ等目録

	被告製品	イ号製品
<p>パッケージ 表面</p>	 <p>3D ダニ捕りシート 4枚入り (分割タイプ) Goodbye! Danni!! 置いて集めて捨てるだけ! さよならダニ 3次元ダニ捕りシートによる1枚でなんと25万匹捕獲!</p>	 <p>3D構造特許取得 第7002839号 3Dダニ捕りシート! やられたダニ 捕まったらもう終わる! コミバコにボイの人生です。 3次元シートで生きたダニをどっさり捕獲! 殺虫成分不使用 4枚入り (分割タイプ)</p>
<p>パッケージ 裏面</p>	 <p>生きたダニをしっかりとキャッチ! 3D構造 特許申請中 こだわり構造! 化学物質 0 ゼロ 3 不織布 2 発泡ウレタン 1 強力粘着部 ダニが好きなフェロモン入り ①中心の(強力粘着部)に含まれる、食品添加物でダニを誘引する ②外側の(発泡ウレタン)(不織布)の3D構造により、1度入ったダニを2度と外に逃がさない! ★約2ヶ月で大量のダニが捕獲される可能性があるため、衛生上、設置して2ヶ月後に新しい「さよならダニ」とお取替えください ダニ捕りシート自社試験結果 34,000匹のダニを投入して7日後の捕獲数を調査! ※ダニ捕獲試験 供試剤 捕獲ダニ数 捕獲率(%) 3D さよならダニ 16,524 48.5 2D 試作品 A 1,342 3.9 2D 試作品 B 1,134 3.3 使用方法 寝具シングルサイズにつき2枚を、約1m間隔でシートまたはマットレスとベッドパッドの間に挟んでください。 ★最低1mがダニを捕獲する効果的範囲です 1枚で約25万匹捕獲! 2ヶ月後、捨てるだけ! 【使用上の注意】●用途以外に使用しないでください。●開封後は、すぐに開封してください。●使用期限により効果は異なります。●身体に異常が見られた場合は、すぐに使用を中止してください。●使用期限が満了するまで、必ずお取替えください。●お取替えの際は、必ずお取替えの時期を必ずお守りください。●お取替えの際は、必ずお取替えの時期を必ずお守りください。●お取替えの際は、必ずお取替えの時期を必ずお守りください。 品名 さよならダニ ●内容量: (120×65×10mm)×4枚 素材 シート部/ウレタン、粘着部/アクリル酸系、誘引剤/香料(食品添加物)、不織布/ポリプロピレン 株式会社イースマイル 〒150-0011 東京都渋谷区東3-9-19 VORT 東比奈 6F 【お客様相談室】0120-304-456 受付時間:10:00-17:00(土・日・祝・弊社休業日を除く) 取替目安 約2ヶ月 捕い! 4枚入り MADE IN JAPAN 4 580267 738886</p>	 <p>3D構造特許取得! どんどん集まる! 逃さない! ※第7002839号 ダニの習性を利用して集めて捕まえる 01 不織布 : 外部からの埃や汚れを通さず、粘着部の威力が強い状態をずっとキープ! 02 発泡ウレタン : 粘着部から脱出しようとするダニの身体に絡まり、逃さない! 03 強力粘着部 : ダニが好む柑橘系の香りがする誘引剤でどんどん引き寄せます! 誘引剤 天然由来 / 殺虫成分不使用 だから安心して使える! ※1m以上のダニを効果的に捕獲します おすすめの設置場所 / 【ベッド・布団】 シングルサイズでシート2枚、クッションの裏や背もたれとマットレスとベッドパッドの間に設置。 【ソファやクッション】 クッションの裏や背もたれと座面の間に設置。 【カーペット】 カーペット・敷物の下に設置、畳と敷布の間に設置。 ●お取替えの目安: ダニを中心に集めるため、衛生上、設置後、約2ヶ月で新しいものとお取替えください ●使用開始日とお取替え日が入力できる。(お取替え目安シール) 付き! 【使用上の注意】●用途以外に使用しないでください。●お取替えの際は必ずお取替えの時期を守ってください。●お取替えの際は必ずお取替えの時期を守ってください。●お取替えの際は必ずお取替えの時期を守ってください。●お取替えの際は必ずお取替えの時期を守ってください。●お取替えの際は必ずお取替えの時期を守ってください。 品名: やられたダニ ●内容量: (120×65×10mm)×4枚 ●素材: シート部(ウレタン)/誘引剤(香料:食品添加物)/粘着部(アクリル酸系)/不織布(ポリプロピレン) 発売元 ヨシキヨ株式会社 〒451-0096 兵庫県神戸市中央区官井通 1-1-110 (お客様相談室) 078-855-2222 受付時間: 9:00-17:00(土・日・祝日を除く) 取替目安 約2ヶ月 分割タイプ: 4枚入り MADE IN JAPAN JP PAT 製造元 株式会社オールファッション 〒140-0023 東京都新宿区西新宿 3-2-9 新宿アソシエーションビル本館 2F 4 570053 150145</p>

説明書表面
(全体)

説明書表面
(右 1/3 ページ)

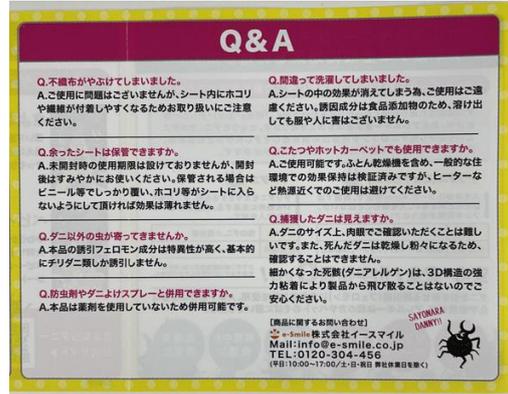
説明書表面
(中央 1/3 ページ)

説明書表面
(左 1/3 ページ)

説明書裏面
(全体)



説明書裏面
(右 1/3 ページ)



説明書裏面
(中央 1/3 ページ)



説明書裏面
(左 1/3 ページ)

使い方は簡単! ダニは特殊な3D構造

01 **置いて**
ベッドやカーペットなど気になる所にシートを置く!

02 **集めて**
ダニが好む「フェロモン」がおびき寄せ!

03 **捨てる** だけ
約2ヶ月後、そのまま捨てるだけ!

使用方法

01 4連シートをミシン目に沿って1枚ずつ切り離す。

不織布がやぶれないように手で切り離してね!

中のフェロモンは出さないでください

02 お取替シールに約2ヶ月後の日にちを記入し貼る。
※シート本体やカレンダーなど、わかりやすい場所に貼って管理してください。

03 シートをダニが気になる場所に置く。
※半径1mがダニ捕獲効果を最も発揮する範囲です。

3D構造特許取得! 3Dダニ やらね

● 使用法は簡単! ● どんな場所にも便利な分割タイプ!

準備

01. 使用する枚数分、シートをミシン目に沿って1枚ずつ切り離す
設置場所から1m以内のダニを効率的に捕獲! シングルベッドならシート2枚分!

⚠️ 不織布が破れないように手で、ミシン目以外の箇所から切ったり、慎重に切り離してください。 ⚠️ ミシン目以外の箇所から切ったり、慎重に切り離してください。 ⚠️ 中のフェロモンを取り出さないでください

02. 付属の【お取替え目安シール】に使用開始日とお取替え日を記入し、シートまたはカレンダーなど確認しやすい所に貼る
※お取替え日は、衛生上、約2ヶ月後を記入してください

① 気になる所に置くだけ
設置したいものの裏に入れれば、簡単に貼ります

② 待つだけ 2ヶ月間
ダニを誘引し、誘われてダニがシートに集まる

③ ごみ箱にそのまま捨てるだけ
誘引剤もフェロモンも、そのままごみ箱にゴミ!

以上

(別紙)

商標権目録

1 登録番号 商標登録第 6310515 号

5 出願日 令和 1 年 9 月 17 日

登録日 令和 2 年 10 月 30 日

商標

さよならダニー

商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

10 第 5 類 ダニ取り捕獲シート、ダニ駆除剤

2 登録番号 商標登録第 6363911 号

出願日 令和 2 年 1 月 20 日

登録日 令和 3 年 3 月 16 日

15 商標

さよならダニー (標準文字)

商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

第 1 類 アレルゲン低減化剤、その他の化学品

20 3 登録番号 商標登録第 6310514 号

出願日 令和 1 年 9 月 17 日

登録日 令和 2 年 10 月 30 日

商標

SAYONARA DANY

商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

第 5 類 ダニ取り捕獲シート、ダニ駆除剤

5 4 登録番号 商標登録第 6389986 号

出願日 令和 2 年 3 月 26 日

登録日 令和 3 年 5 月 17 日

商標

SAYONARA DANNY (標準文字)

10 商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

第 5 類 ダニ取り捕獲シート、ダニ駆除剤

以上